

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和8年6月30日

広尾町広尾集落協定

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

※集落協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

- ・集落協定「Ⅰ．地区の概要」の「1．活動期間」のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

- ・集落協定「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

< 施行注意 >

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2（1）②実施区域」、「2（2）活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	ひろおちょうひろおしゅうらくきょうてい
組織名	広尾町広尾集落協定
ふりがな	さばえ まさひろ
代表者氏名	鯖江 雅浩
ふりがな	ほっかいどうひろおぐんひろおちょうあざもんべつ 19 せん 5 1 ばんち 20
所在地	北海道広尾郡広尾町字紋別 19 線 5 1 番地 20

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

<活動の計画>

☐	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
☒	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙1
☐	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直
払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (共同)	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
中山間地域等 直接支払	令和 7 年度	令和 11 年度	5 年	令和 年度	令和 年度
環境保全型農 業直接支払	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1									計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限
	田		畑		草地		採草放牧地				
	多面支 払		<i>a</i>		<i>a</i>		<i>a</i>				
中山間 直払	<i>a</i>		<i>a</i>		<i>594,358 a</i>		<i>a</i>		<i>594,358 a</i>	<i>a</i>	<i>62,849,403円</i>
	傾 斜		傾 斜		傾 斜	草地比率の高い草地 交付対象外 (田草地混在 地)	傾 斜				
農地面積 環境 直払※2										<i>a</i>	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を
記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
418,996.02 a

※多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払
の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載する
ものとする。

(別添1)

実施区域位置図

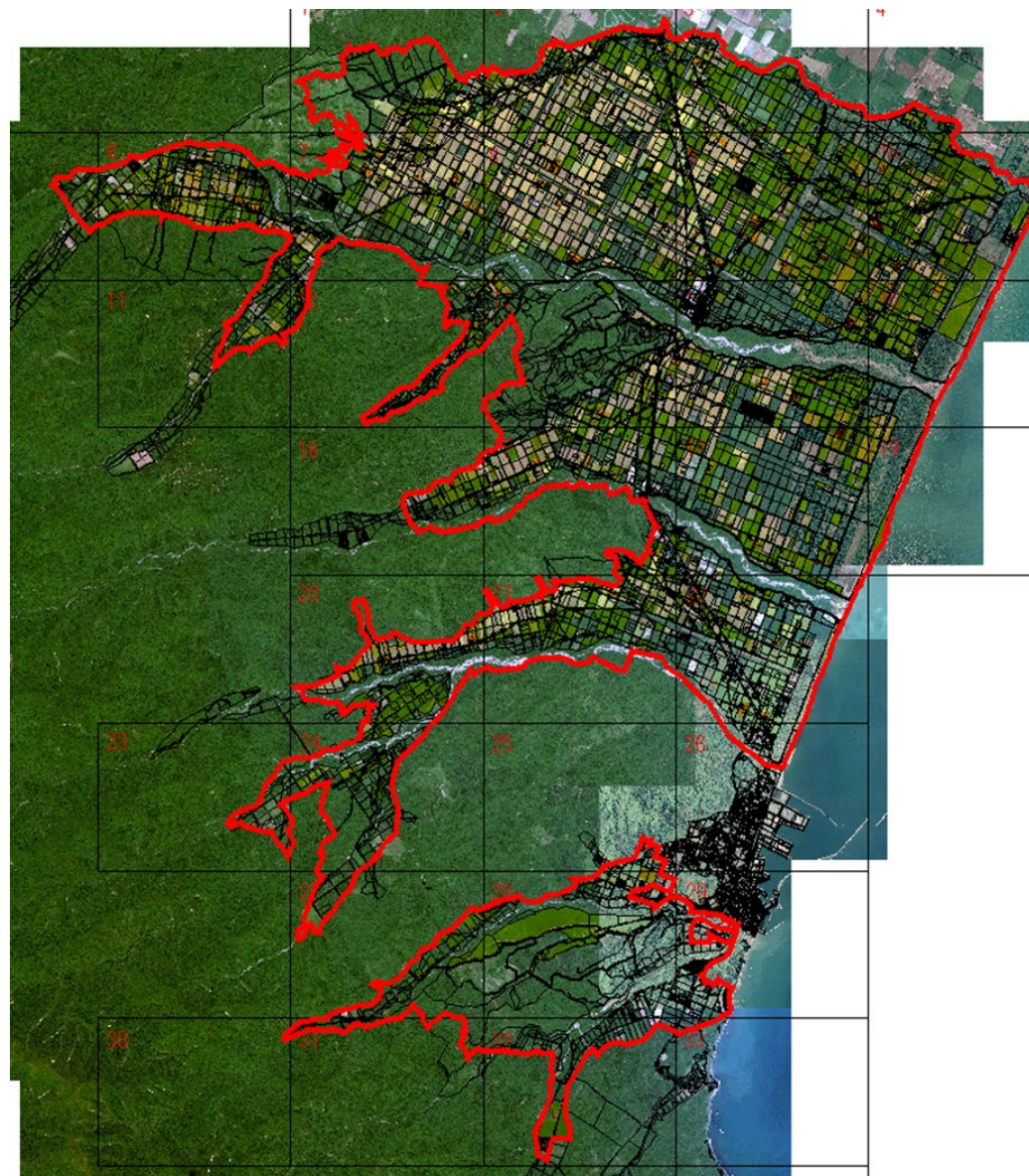
☐ 1号事業（多面支払）

☒ 2号事業（中山間直払）

☐ 3号事業（環境直払）

組織名称：

広尾町広尾集落協定



(別添2)

構成員一覧

令和8年6月30日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払			中山間地域等直接支払			環境保全型農業直接支払			
			分類 記号	備考 活動 支援 班員		分類 記号	年齢 分類 記号		他の市町村 で環境保全 型農業直接 支払を実施 している場 合は、その 市町村名を 全て記載	みどり認定		
										認定済	申請 中又 は申 請予 定	申請 予定 無し
	山川 高史	広尾郡広尾町字紋別16線45番地17				○	A	ア				
	目黒 大地	広尾郡広尾町字紋別18線53番地6				○	A	ア				
	梶村 秀実	広尾郡広尾町字紋別17線57番地				○	L	ク				
	山野 智恵子	広尾郡広尾町字紋別15線43番地				○	A	オ				
	目黒 希	広尾郡広尾町字紋別17線56番地9				○	A	エ				
	杉本 信	広尾郡広尾町字紋別15線64番地				○	L	ケ				
	山野 浩二	広尾郡広尾町字紋別17線50番地1				○	A	カ				
	(株)広振	広尾郡広尾町字紋別15線46番地13				○	C	ウ				
	佐藤 孝一	広尾郡広尾町字紋別19線110番地7				○	A	イ				
	山本 勝己	広尾郡広尾町字紋別20線105番地				○	A	ウ				
	岡本 宏	広尾郡広尾町字紋別21線125番地2				○	A	エ				
	末広 博行	広尾郡広尾町字紋別20線124番地				○	A	ク				
	沖野 靖	広尾郡広尾町字紋別20線114番地				○	A	オ				
	五十嵐 浩二	広尾郡広尾町字紋別18線128番地13				○	A	ウ				
	(有)小田ファーム	広尾郡広尾町字紋別19線119番地				○	C	ケ				
	(有)北藤ファーム	広尾郡広尾町字紋別21線127番地				○	C	イ				
	(株)Pegasus236	広尾郡広尾町字紋別20線101番地				○	F	イ				
	柳平 隆司	広尾郡広尾町字紋別18線88番地				○	A	ケ				
	萬亀山 孝弘	広尾郡広尾町字紋別18線93番地4				○	A	イ				
	(有)岡田牧場	広尾郡広尾町字紋別19線93番地2				○	C	ウ				
	久保 進	広尾郡広尾町字紋別18線87番地				○	A	ケ				
共同機械担当	(株)タロー牧場	広尾郡広尾町字紋別17線92番地				○	A	ア				
監事	小田 治義	広尾郡広尾町字紋別20線89番地3				○	A	オ				
	相良 誠	広尾郡広尾町字紋別17線84番地2				○	A	オ				
	横田 正彦	広尾郡広尾町字紋別14線93番地				○	A	キ				
	鈴木 真也	広尾郡広尾町字紋別17線95番8				○	A	イ				
	上野 朋博	広尾郡広尾町字紋別844番地2				○	A	エ				
	成田 芳樹	広尾郡広尾町字紋別16線110番地5				○	A	エ				
	(有)十勝大森牧場	広尾郡広尾町字紋別14線98番地				○	C	ク				
	(同)ピロロの牧歌	広尾郡広尾町字紋別16線113番地				○	C	イ				
	(株)ファームサポート	広尾郡広尾町字紋別13線66番地				○	C	ク				
土地改良施設担当	今井 輝彦	広尾郡広尾町字紋別13線49番地				○	A	カ				
会計担当	(株)タナカファーム	広尾郡広尾町字紋別13線62番地2				○	C	ウ				
	田辺 敏晴	広尾郡広尾町字紋別839番地8				○	A	キ				
	(有)アンビシャス	広尾郡広尾町字紋別11線86番地				○	C	カ				
	朝日牧場(株)	広尾郡広尾町字紋別14線57番地				○	C	キ				
	佐藤 昌之	広尾郡広尾町字トヨイベツ47番地463				○	A	イ				
	横井 博章	広尾郡広尾町字トヨイベツ47番地				○	A	カ				
	(同)きたふじ牧場	広尾郡広尾町字下トヨイ4線8番地9				○	C	キ				
	(有)山本牧場	広尾郡広尾町字トヨイベツ47番地179				○	C	イ				
	大庭 孝宏	広尾郡広尾町字下トヨイベツ47番地452				○	L	ク				
	久保 昌弘	広尾郡広尾町字トヨイベツ47番地465				○	A	イ				

	(有)ファームディド	広尾郡広尾町上トヨイ南1線11番地				○	C	カ					
	(有)サントドリームサブライ	広尾郡広尾町字トヨイベツ47番地				○	F	キ					
	立林 俊男	広尾郡広尾町字紋別13線41番地				○	L	イ					
	(有)ミックランデーリィ	広尾郡広尾町字紋別13線22番地2				○	C	ア					
	中川 精一	広尾郡広尾町字紋別16線38番地				○	A	オ					
	今村 貴也	広尾郡広尾町字紋別15線32番地4				○	A	ウ					
	鈴木 敏文	広尾郡広尾町字紋別16線14番地5				○	A	イ					
	今村 忠夫	広尾郡広尾町字紋別16線37番地2				○	A	キ					
	尾崎 健次	広尾郡広尾町字紋別17線17番地				○	A	ウ					
	(株)カワサキファーム	広尾郡広尾町字紋別864番地2				○	C	ウ					
	(株)エスティリアデイリーサービス	広尾郡広尾町字紋別19線110番地				○	C	イ					
	竹田 全	広尾郡広尾町字紋別18線50番地33				○	A	ア					
	松木 昭吉	広尾郡広尾町字野塚4線55番地				○	A	ク					
	(株)IMPROVE	広尾郡広尾町字野塚4線49番地15				○	C	ウ					
	山口 潤一	広尾郡広尾町字野塚3線50番地				○	A	エ					
	斉藤 美富	広尾郡広尾町字野塚3線31番地				○	A	エ					
	(有)尾崎牧場	広尾郡広尾町字野塚3線21番地				○	C	エ					
	佐々木 涼	広尾郡広尾町字野塚4線41番地9				○	A	ア					
	(株)ピラオロ	広尾郡広尾町字野塚3線10番地				○	G	エ					
	折笠 利彦	広尾郡広尾町紅葉通北3丁目13番地2				○	A	カ					
	森田 誠	広尾郡広尾町字フンベ3番地1				○	L	ケ					
	(株)松枝	広尾郡広尾町字野塚14線75番地				○	C	ア					
	多田 登	広尾郡広尾町字野塚13線59番地				○	L	コ					
	佐藤 哲也	広尾郡広尾町字野塚12線44番地4				○	A	ウ					
	坂本 周太郎	広尾郡広尾町字野塚13線57番地				○	A	ア					
	箕田 俊也	広尾郡広尾町字野塚13線66番地3				○	A	エ					
	原 淳	広尾郡広尾町字野塚13線55番地13				○	A	オ					
	山田 邦彦	広尾郡広尾町字野塚14線57番地2				○	A	ウ					
	(株)ブルーフィッシュ	広尾郡広尾町字野塚14線9番地3				○	C	ア					
代表者	鯖江 雅浩	広尾郡広尾町字野塚14線9番地3				○	A	オ					
	高橋 浩一	広尾郡広尾町字野塚14線1番地				○	A	イ					
	竹山 一夫	広尾郡広尾町字野塚10線18番地5				○	A	ケ					
	菊地 亮太	広尾郡広尾町字野塚11線6番地2				○	A	ウ					
	上野 潤	広尾郡広尾町字野塚12線28番地2				○	A	オ					
	山本 喜久男	広尾郡広尾町字野塚8線61番地14				○	A	キ					
	沢田 宏之	広尾郡広尾町字野塚8線77番地				○	A	カ					
法面点検担当	石井 勝也	広尾郡広尾町字野塚7線98番地10				○	A	オ					
	藤井 輝隆	広尾郡広尾町字野塚6線62番地1				○	A	エ					
	藤井 将利	広尾郡広尾町字野塚6線61番地				○	A	ウ					
監事	(株)マドリン	広尾郡広尾町字野塚6線41番地14				○	C	イ					
	山本 博行	広尾郡広尾町字野塚6線55番地				○	L	ケ					
	古関 則昭	広尾郡広尾町字野塚9線11番地				○	A	ク					
書記担当	古関 祐司	広尾郡広尾町字野塚8線18番地				○	A	エ					
	古関 美津雄	広尾郡広尾町字野塚8線25番地5				○	A	ク					
	但野 裕亮	広尾郡広尾町字野塚8線20番地				○	A	ア					
	新海 伸一	広尾郡広尾町字野塚6線34番地13				○	A	エ					
	今村 真由美	広尾郡大樹町字石坂418番地4				○	A	-					
	坂井 将応	広尾郡大樹町字中島103番地				○	A	-					

	建木 勉	広尾郡大樹町字開進２０８番地				○	A	-					
	辻本 一夫	広尾郡大樹町字石坂２０８番地				○	A	-					
	山本 宏一	広尾郡大樹町字石坂３７４番地				○	A	-					
	花久 光夫	帯広市西１条南２０丁目				○	L	-					
	藤原 ふさ江	広尾郡広尾町字紋別１１線２８番地				○	L	-					
	(株)旭共同農場	広尾郡大樹町字中島９０番地				○	C	-					
	(有)カネソファーム	広尾郡大樹町字石坂５１６番地				○	C	-					
	(有)水下ファーム	広尾郡大樹町字石坂２８４番地３				○	C	-					
	(株)サンエイ牧場	広尾郡大樹町字日方５番地				○	C	-					
	Lofty challenge dream world B-Ks (株)	広尾郡大樹町字中島１８２番地２				○	C	-					
	(株)アルムシステム	広尾郡広尾町字紋別２０線７７番地３				○	C	-					
	(有)南十勝興農	広尾郡大樹町松山町８番地５				○	C	-					
	(株)マジカナファーム	広尾郡大樹町字中島１０６番地１				○	C	-					

C

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者（人）	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人（NPO法人、公益法人等）
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注１：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注２：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの１～13から選択。

注３：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体である。

注４：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」(参考様式第4号別紙様式5)の作成は不要。

注５：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注６：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

注７：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別紙1)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	鯖江 雅浩
書記担当	古関 祐司
会計担当	(株)タナカファーム
共同機械担当	(株)タロー牧場
土地改良施設担当	今井 輝彦
法面点検担当	石井 勝也

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏 名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
(株)タロー牧場	ア	集落全体	役員会の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
今井 輝彦	ア	集落全体	家畜自衛防疫活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
石井 勝也	ア	集落全体	酪農ヘルパーの利用促進の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
今村 貴也	ア	集落全体	農業担い手育成支援活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
山本 喜久男	ア	集落全体	町内コントラ組織の利用促進の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
今村 忠夫	イ	集落全体	家畜自衛防疫活動の実施に当たって集落全体の調整・合意形成・取りまとめを行う
佐藤 哲也	イ	集落全体	酪農ヘルパーの利用促進の実施に当たって集落全体の調整・合意形成・取りまとめを行う
沖野 靖	イ	集落全体	農業担い手育成支援活動の実施に当たって集落全体の調整・合意形成・取りまとめを行う
成田 芳樹	イ	集落全体	町内コントラ組織の利用促進の実施に当たって集落全体の調整・合意形成・取りまとめを行う
小田 治義	ウ	集落全体	家畜自衛防疫活動の実施に当たって集落全体の計画立案・指導を行う
竹山 一夫	ウ	集落全体	酪農ヘルパーの利用促進の実施に当たって集落全体の計画立案・指導を行う
佐藤 昌之	ウ	集落全体	農業担い手育成支援活動の実施に当たって集落全体の計画立案・指導を行う
佐々木 涼	ウ	集落全体	町内コントラ組織の利用促進の実施に当たって集落全体の計画立案・指導を行う
行を追加する場合はこれより上の行をコピーして「コピーしたセルの挿入」をしてください。			

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核的リーダーの割合（％）
13	103	12.6%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあつせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
○	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ()

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
○	③その他 (別途の規約) 草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡)

項目	協定農用地 面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額
協定全体		0	急傾斜	21,000	0	0	急傾斜	11,500	0	0	急傾斜	10,500	0	0	急傾斜	1,000	0
		0	緩傾斜	8,000	0	0	緩傾斜	3,500	0	0	緩傾斜	3,000	0	0	緩傾斜	300	0
		0	小区画・不 整形	8,000	0	0	高齢化・耕 作放棄率	3,500	0	0	高齢化・耕 作放棄率	3,000	0	0	特認基準	300	0
		0	高齢化・耕 作放棄率	8,000	0	0	特認基準	3,500	0	41,899,602	草地比率の 高い草地	1,500	62,849,403	0	交付対象外 (田採草放牧 地混在地)	0	0
		0	特認基準	8,000	0	0	交付対象外 (田畑混在 地)	0	0	0	特認基準	3,000	0	0	交付対象外 (田採草放牧 地混在地以 外)	0	0
		0	交付対象外	0	0	0	交付対象外 (田畑混在地 以外)	0	0	17,472,980	交付対象外 (田草地混在 地)	0	0	0			
										63,218	交付対象外 (田草地混在 地以外)	0	0	0			
計	59,435,800	0			0	0			0	59,435,800			62,849,403	0			0

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0	0	0	10,000	0	0
				14,000	0	

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0	6,000	0	0

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算							
面積（㎡）				上限単価 （円/10a）	面積×上限単価 （円）	面積×上限 単価の計 （円）	加算上限額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地				
				10,000	0	0	0
				4,000	0		
				1,000	0		

1,000,000

注1）面積×上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。
 注2）加算上限額（円）は、面積×上限単価の計（円）及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積（㎡）
行を追加する場合はこれより上の行を「コピーして追加」してください。		
合計（0集落）		0

4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積（㎡）				上限単価 （円/10a）	面積×上限単価 （円）	加算上限額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	5,000	0	0

2,000,000

注1）面積×上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。
 注2）加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積（㎡）				上限単価 （円/10a）	面積×上限単価 （円）	加算上限額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	3,000	0	0

2,000,000

注1）面積×上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。
 注2）加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
○	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
○	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策		活動計画（目標）
	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	高付加価値型農業	
	農業生産条件の強化	
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	
○	新規就農者等による農業生産	5年間で新規就農（新規学卒農者、離職転入者を含む）1名以上の参加者。
	地場産農産物等の加工・販売	
	消費・出資の呼び込み	
○	共同で支え合う集团的かつ持続可能な体制整備	集落等での話し合いに基づき、協定参加者のそれぞれについて、農業生産活動等の維持に向けた主な役割を取り決め実行する。
	その他（自由記載） 例) 地域運営組織と連携した集落機能強化	（自由記載）

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

✓	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。
該当	具体的に取る行為
○	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産の利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
○	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具体的に取る行為			
①水路	ア) 水路清掃	イ) 草刈り	ウ) その他（ ）
②農道	ア) 簡易補修	イ) 草刈り	ウ) その他（ ）
③その他			

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
○	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 対象農用地の基準
(1) 対象地域及び対象農用地の指定
交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。
ア 対象地域
広尾町全域（振興山村地域、過疎地域）
イ 対象農用地
(7) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
2 集落協定の共通事項
設定しない。
3 対象者
認定農業者に準ずる者は、設定しない。
4 その他必要な事項
設定しない。

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して 鯖江 雅浩 が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬 等	5,377,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	家畜自衛防疫活動 等	20,555,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	ヒグマおよびシカ等被害防止対策 等	3,200,000円
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	地域住民（農外）との交流促進	10,300,000円
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	2,000,000円

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
積立予定額	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
積立累計額	2,000,000円	4,000,000円	6,000,000円	8,000,000円	10,000,000円

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度 **令和11年度** (協定期間内)
- 取り崩し予定年度における積立累計額: **10,000,000** 円
- 使途: **農業機械の共同購入**
に要する経費 (具体的に記入)

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度: (当該年度の翌年度)
- 繰越予定額: 円
- 使途:
に要する経費 (具体的に記入)

4 次のとおり支出する。

個 人 配 分 分	金 額
	(配分割合: 46.6%) 29,288,641円

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (体制整備単価交付必須事項)

ネットワーク化活動計画を作成する。

該 当	取 り 組 む べ き 事 項
○	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項 (加算措置必須要件)

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	①棚田地域振興活動加算	令和 年度		[ア 棚田等の保全]
		～		
		令和 年度		
				[イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮]
				[ウ 棚田を核とした棚田地域の振興]

	②超急傾斜農地保全管理加算	令和 ～ 令和 年度 年度		[超急傾斜農地の保全] [農産物の販売促進等]
	③ネットワーク化加算	令和 ～ 令和 年度 年度		[ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組]
	④スマート農業加算	令和 ～ 令和 年度 年度		[スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組]
	⑤集落機能強化加算の経過措置	令和 ～ 令和 年度 年度		[新たな人材の確保に関する取組] [集落機能を強化する取組]

注１） 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注２） 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

項 目	取 組 内 容	具体的取組内容・交付金使途	時期	事業量	積算基礎	支出額	うち当該年度 交付金の共同 取組活動分	うち前年度 からの積立 (繰越) 額	うち利息等 その他収入	備考
① 役員等の各担当者の活動に対する経費	集落役員会等に係る経費	集落役員日当・旅費等。	4～3月			250,000	250,000			
	事務委託経費（JAひろお）	交付金事業の推進、事務処理等にかかる経費。	12月		交付金の8%	5,027,000	5,027,000			
	その他雑費	事業推進に必要な事務雑費。	4～3月			100,000	100,000			
	小 計					5,377,000	5,377,000	0		
② 農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	家畜自衛防疫活動	家畜伝染病の予防のための各種活動に対する助成。	12月			3,000,000	3,000,000			
	酪農ヘルパーの利用促進	定期的な休日の取得によるゆとりある経営の実現のための、ヘルパー利用促進ヘルパー組合への支援	11～12月		1,900千円×5年	5,000,000	5,000,000			
	農業担い手育成支援活動	農業担い手育成活動に対しての支援助成を行う。	4～3月		755,000円×5年	755,000	755,000			
		就農誘致に関する組織や取り組みに対しての助成を行う。	4～3月			1,000,000	1,000,000			
	町内コントラ組織の利用促進	町内のコントラ組織経営の安定化に伴うサービス充実の実現のための、支援助成を行う。	12月		8,000,000円×5年	8,800,000	8,800,000			
	災害時緊急対策用設備の点検	集落内における災害時緊急対策用設備の点検を行う。	4～3月			2,000,000	2,000,000			
	小 計					20,555,000	20,555,000	0		
③ 水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	集落内の農用地維持管理の為、デジタルオルソー画像を作成し、有効的な活動が促進されることを目的とした整備・活用を図る。	航空写真の撮影によるデジタルオルソー画像を作成およびデータのメンテナンスにかかる費用	4～3月		航空写真の撮影によるデジタルオルソー画像の作成及び活用データのメンテナンスにかかる費用の算出	3,000,000	3,000,000			
	ヒグマおよびシカ等被害防止対策	ヒグマおよびシカ等被害防止のために、捕獲用罠の購入と駆除経費の一部を支援助成する。	4～3月		ヒグマ・シカ捕獲用罠購入	200,000	200,000			
④ 農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	農村地域における不法投棄並びに不法投棄が懸念される廃棄物の回収	集落の景観の整備・土地の有効活用を図るため、広尾町環境保全推進協議会への支援を行う。	5～2月		必要箇所を取り決めの上実施	6,000,000	6,000,000			
	地力増進活動の実施	防散苦土タンカルの共同購入および施肥	4月～6月		必要箇所を取り決めの上実施	0	0			
	地域住民（農外）との交流促進	集落内における農業以外の地域住民との交流を深めるための市民農園運営に対する支援助成を行う。	4～11月		農園維持および管理運営費	300,000	300,000			
		集落内の女性と非農業者で構成される女性組織との交流事業を実施（料理講習会・情報交換会）拠点施設等の整備を行う。	4～3月		施設管理および備品整備等	3,000,000	3,000,000			
		畜産物の消費拡大のPR行う。	4～3月			1,000,000	1,000,000			
	小 計					10,300,000	10,300,000	0		
⑤ 毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	(1) 積立 ※第7の3の①の使途詳細を記入	地力増進活動及び、災害時緊急対策または必要に応じた対策。	3～11月		必要に応じての調査結果を踏まえて実施	2,000,000	2,000,000			
	(2) 繰越 ※第7の3の②の使途詳細を記入									
	小 計					2,000,000	2,000,000			
合 計						41,432,000	41,432,000	0	0	

環境負荷低減のチェックシート(集落協定向け)

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない ☒)	☐
②	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない ☒)	☐

	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☒)	☐
④	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☒)	☐

	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない ☒)	☐
⑥	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める (該当しない ☒)	☐

	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☒	共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☒	共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☒)	☐
⑩	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☒)	☐
⑪	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を 実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない ☒)	☐

	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☒	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑬	☒	関係法令の遵守	☐
⑭	☒	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
⑮	☒	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

○ネットワーク化活動計画

１．体制整備の基本方針

１－１．集落協定名

広尾町広尾集落協定

１－２．ネットワーク化活動計画作成時点

当初	
第１回変更	
第２回変更	
第３回変更	

注１）本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注２）２－２のネットワークに参加する集落協定、３－２の統合に参加する集落協定、３－６の役員の継承計画、４－１の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

１－３．体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注１）}	取組	対象協定	要記載項目
	①ネットワーク化 ^{注２）}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	２－１～２－７
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 ^{注３）}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	３－１～３－５
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	３－２、 ３－６、３－７
	③多様な組織等の参画 ^{注４）}	１組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	４－１～４－３

注１）該当する取組を全て選択すること。

注２）「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注３）「統合」とは、他の集落協定と１つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注４）「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画すること。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で１組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

３．統合の計画

注１）統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注２）「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、３－１～３－５を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、３－２、３－６、３－７を記載すること。

３－１．統合後の集落協定の名称（予定）

--

３－２．統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
（自協定）広尾町広尾集落協定	594358.0ha		
合計	594358.0ha		

注１）合計協定面積は10ha以上であること。

注２）統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

３－３．統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

３－４．統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
	④水路・農道等の維持管理		⑩多面的機能を増進する活動
	⑤機械・施設の共同利用		⑪その他（※内容は↓欄に記載ください）
	⑥農作業の共同化		農作業機械のオペレーターの確保

3-5. 統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）							
②統合に向けた話し合い（協定間）							
③統合							
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
(3-2～3-4を踏まえた統合の進め方を記載)							

3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	鯖江 雅浩	中川 精一	令和 12 年度
書記担当	古関 祐司	小田 治義	令和 12 年度
会計担当	(株)タナカファーム	(株)マドリン	令和 12 年度
共同機械担当	(株)タロー牧場	鈴木 敏文	令和 12 年度
土地改良施設担当	今井 輝彦	今井 輝彦	令和 12 年度
法面点検担当	石井 勝也	(株)タロー牧場	令和 12 年度

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

(役員の継承に向けた取組を記載) ・代表者の後任予定者は中川精一とし、令和12年度の継承予定時期まで代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。 ・その他の役員については、代表者交代時期かつ対策切り替わりの令和12年度に交代を行う。役員業務の引継ぎについては対策期間中に計画的に進めていく。
(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載) ・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。